平成16年における特定有害廃棄物等の輸入の内容

対象物	輸入の目的	相手国	相手国からの通告重量	重量	移動書類の交付		廃棄物の分類	廃棄物の特性	附属書 番号	O E C D 番号
			(トン)	(トン)	重量(トン)	件数	(Y番号)	(H番号)		
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*300	*239	4	2	31	13	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*0.3	*0.1	0.1	1	31	12	A1180	
含銅灰	金属回収	シンガポール	*450	*450		1	22,31	11	A1150	
銅スラッジ	金属回収	フィリピン	*1000	*1000		2	24,27,31	11		
フライアッシュ	金属回収	スリランカ	*2	*2		1	21,22,23,26,27,31	6.1		
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	*2000	*2000	623	6	31	11	A2010	
フライアッシュ	金属回収	フィリピン	*2	*2		2	31	6.1		
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	*500	*500		1	17,22	11	A1050	
金属スクラップ	金属回収	シンガポール	*200	*200		5	17	13	A1050	
廃油	焼却	ミクロネシア	*265	*265	233	1	8,9	3	A3020, A4060	
廃蛍光灯、高圧放電ランプ	金属回収、ガラス回収	フィリピン	*10	10		1	29	11	A1030	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*2000	*2000		19	31	11	A1180	
基盤屑類	金属回収	フィリピン	*100	*100		2	01	11	A1180	
含銅灰	銅回収	シンガポール	*450	450		6	22,31	11	A1150	
銅スラッジ	銅回収	マレーシア	*1000	1000		1	17	12	A1050	
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	*2000	2000		5	17, 22	11	A1050	
電子部品スクラップ	金属回収	フィリピン	50	50	7	1	31	11	A1180	
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	500	500			17	11	A1050	
ニカド電池スクラップ	金属回収	中国	300	300		12		11	A1170	
銅くず	銅回収	シンガポール	120	120		1	31	11	A1180	
液晶パネル、ブラウン管	金属回収、ブラウン管再生	フィリピン	5	5		1	31	11	A1010, A2010	
実装基板	金属回収	フィリピン	50	50		1	31	11	A1180	
T/F合金	金属回収	タイ	77	77		3	31	13	A1180	
銅くず	銅回収	シンガポール	200	200		2	31	11	A1180	
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	300	300			31	11	A2010	
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	500	500			17	11	A1050	
フライアッシュ	金属回収	フィリピン	2	2			21,23,31	6.1,11		
ガラスカレット	ブラウン管再生	シンガポール	1000	1000			31	11	A2010	
ニカド電池スクラップ	金属回収	インドネシア	80	80			26	11	A1170	
規格外IC、金属スクラップ	金属回収	中国	146				31	11	A1180	
ニカド電池スクラップ	金属回収	中国	480				26	11	A1170	
銅スクラップ	銅回収	シンガポール	500				22	11	A1180	
廃蛍光灯	金属回収、ガラス回収	フィリピン	15				29	11	A1030	
基盤くず	金属回収	フィリピン	100	100			31	11	A1180	
基盤くず	金属回収	フィリピン	100	100			31	11	A1180	
銅スラッジ	銅回収	フィリピン	1000				24,31	11	A1050	
銀スラッジ	銀回収	フィリピン	2000				17	11	A1050	
基盤くず	金属回収	フィリピン	300				31	11	A1180	
基盤くず	金属回収	フィリピン	300				31	11	A1180	
ニカド電池スクラップ	金属回収	中国(香港)	500				26	11	A1170	
ニカド電池スクラップ	金属回収	中国	1000	0.011	0.071		26	11	A1170	
総量			9,625	6,844						
件数			25	19		77				

注)1 \*の輸入案件は平成15年以前に通告を受領し、又は輸入承認を得たものであるが、輸入承認又は輸入移動書類の交付が平成16年中に行われたため、本表に掲載した。2相手国より特定有害廃棄物等として通告を受けたものの、日本では特定有害廃棄物等として扱わないもの及び都合により輸入を行わなくなったものは本表に含まれない。